

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）（抄）

（定義等）

第二条

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

（1）継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

（2）継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

（製品の輸入の制限）

第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入してはならない。

（他の法令との関係）

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十二條第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三

十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

- 一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号） 第四条第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗淨剤

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令202号）（抄）

（第一種特定化学物質）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第七条の表三の項において「アルドリン」という。）
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン（別名ディルドリン。第七条の表四の項において「ディルドリン」という。）
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロエンド一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
- 七 一・一・一トリクロロー二・二ビス（四クロロフェニル）エタン（別名DDT。第七条の表三の項において「DDT」という。）
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロー二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ四・七メタノ一Hインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロー三a・四・七・七aテトラヒドロ四・七メタノ一Hインデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表五の項において「クロルデン類」という。）
- 九 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
- 十 N・N' ジトリルパラフェニレンジアミン、NトリルN' キシリルパラフェニレンジアミン又はN・N' ジキシリルパラフェニレンジアミン
- 十一 二・四・六トリターシャリーブチルフェノール
- 十二 ポリクロロー二・二ジメチル三メチリデンビスクロ [二・二・一] ヘプタン（別名トキサフェン）
- 十三 ドデカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八] デカン（別名マイレックス。第七条の表九の項において「マイレックス」という。）

- 十四 二・二・二トリクロロ——（二クロロフェニル）——（四クロロフェニル）エタノール
又は二・二・二トリクロロ——・——ビス（四クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又は
ジコホル）
- 十五 ヘキサクロロブタ——・三——ジエン
- 十六 二—（二H——・二・三—ベンゾトリアゾール—二—イル）—四・六—ジ—ターシャリーブチルフ
ェノール
- 十七 ペルフルオロ（オクタ——スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその
塩
- 十八 ペルフルオロ（オクタ——スルホニル）＝フルオリド（別名PFOSF）
- 十九 ペンタクロロベンゼン
- 二十 r——・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ
—ヘキサクロロシクロヘキサン）
- 二十一 r——・t—二・c—三・t—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ
—ヘキサクロロシクロヘキサン）
- 二十二 r——・c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ
—ヘキサクロロシクロヘキサン）
- 二十三 デカクロロペンタシクロ〔五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八〕デカン—五—オン（別
名クロルデコン）
- 二十四 ヘキサブromoビフェニル
- 二十五 テトラブromo（フェノキシベンゼン）（別名テトラブromoジフェニルエーテル。第七条の表十二
の項において「テトラブromoジフェニルエーテル」という。）
- 二十六 ペンタブromo（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブromoジフェニルエーテル。第七条の表十三
の項において「ペンタブromoジフェニルエーテル」という。）
- 二十七 ヘキサブromo（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブromoジフェニルエーテル）
- 二十八 ヘプタブromo（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブromoジフェニルエーテル）
- 二十九 六・七・八・九・十・十一—ヘキサクロロ——・五・五a・六・九・九a—ヘキサヒドロ—六・九
—メタノ—二・四・三—ベンゾジオキサチエピン＝三—オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾ
エピン）
- 三十 ヘキサブromoシクロドデカン
- 三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
- 三十二 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の
四十八パーセントを超えるものに限る。）
- 三十三 —・—′—オキシビス（二・三・四・五・六—ペンタブromoベンゼン）（別名デカブromoジフェ
ニルエーテル。第七条の表十七の項において「デカブromoジフェニルエーテル」という。）
- 三十四 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつ
て、炭素数が八のものに限る。次号ハにおいて同じ。）又はこれらの塩（以下「PFOA若しくはそ
の異性体又はこれらの塩」という。）
- 三十五 ペルフルオロ（ヘキサ——スルホン酸）（別名PFH_xS）若しくはペルフルオロ（アルカ

ンスルホン酸) (構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。) 又はこれらの塩 (以下「P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩」という。)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品 (日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。) とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤 (動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 三 塗料 (水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
二 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が二以上のものに限る。)	一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
三 アルドリノ及びDDT	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
四 デイルドリン	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 三 羊毛 (脂付き羊毛を除く。)
五 クロルデン類	一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料 (防腐用又は防虫用のものに限る。) 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板
六 ビス (トリブチルスズ) = オキシド	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料 (貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。) 及び印刷用インキ 三 漁網

七 N・N′-ジトリルペラー フエニレンジアミン、N-トリル-N′-キシリルペラー -フエニレンジアミン又は N・N′-ジキシリルペラー フエニレンジアミン	一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム
八 二・四・六トリターシ ヤリブチルフエノール	一 酸化防止剤その他の調製添加剤（潤滑油用又は燃料油用のものに 限る。） 二 潤滑油
九 マイレックス	木材用の防虫剤
十 二-（二H-1・2・3- ベンゾトリアゾール-2-イ ル）-4・6-ジターシャ リブチルフエノール	一 化粧板 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、ペテ及び閉そく用又はシ ーリング用の充填料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエータグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除 く。） 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙 十三 ボタン 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限 る。）

十一 PFOS又はその塩	一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 半導体用のレジスト 八 研磨剤 九 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 十 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。） 十一 業務用写真フィルム 十二 印画紙
十二 テトラブロモジフエニル エーテル	一 塗料 二 接着剤
十三 ペンタブロモジフエニル エーテル	一 塗料 二 接着剤
十四 ヘキサブロモシクロドテ カン	一 防災性能を与えるための処理をした生地 二 生地には防災性能を与えるための調製添加剤 三 発泡ポリスチレンビーズ 四 防災性能を与えるための処理をしたカーテン
十五 ペンタクロロフエノール 又はその塩若しくはエステル	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 三 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 四 にかわ
十六 ポリ塩化直鎖パラフィン （炭素数が十から十三までの ものであつて、塩素の含有量 が全重量の四十八パーセント を超えるものに限る。）	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 生地には防災性能を与えるための調製添加剤 三 樹脂用又はゴム用の可塑剤 四 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。） 五 接着剤及びシーリング用の充填料 六 皮革用の加脂剤
十七 デカブロモジフエニルエ ーテル	一 防災性能を与えるための処理をした生地 二 生地、樹脂又はゴムに防災性能を与えるための調製添加剤 三 接着剤及びシーリング用の充填料 四 防災性能を与えるための処理をした床敷物 五 防災性能を与えるための処理をしたカーテン 六 防災性能を与えるための処理をした旗及びのぼり

十八 PFOA又はその塩	一	耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
	二	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
	三	洗浄剤
	四	半導体の製造に使用する反射防止剤
	五	塗料及びワニス
	六	はつ水剤及びはつ油剤
	七	接着剤及びシーリング用の充填料
	八	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
	九	トナー
	十	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
	十一	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
	十二	床用ワックス
	十三	業務用写真フィルム
十九 PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	一	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
	二	金属の加工に使用するエッチング剤
	三	半導体の製造に使用するエッチング剤
	四	メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
	五	半導体の製造に使用する反射防止剤
	六	半導体用のレジスト
	七	はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤
	八	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
	九	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
	十	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第十八条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

② 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

③ 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容さ

れる量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。
ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）（抄）

（法第十八条第三項の材質）

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。